

周防大島町 空き家 条例案

地域活性化特別委員会

空き家の適切な管理を所有者に義務付け、撤去等を盛り込んだ「空き家条例」が全国的に広まってきつつあります。本町に於いても、先の議会で一般質問にとりあげられ、防災・防犯・倒壊の危険の観点から、地域活性化特別委員会で協議を重ねた上で、6月議会に於いて議員発議として上程しようとするものであります。

周防大島町空き家等の適正管理に関する条例(案)抜粋

(目的)

第1条 この条例は、空き家が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(空き家等の所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等に所在する資材等の整理整頓を行うとともに、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第6条 管理不全な状態である空き家等があると自治会内で認めるときは、自治会長又は自治会の代表者は町長に対し、規則に定めるところにより報告することができる。

(実態調査)

第7条 町長は、前条の規定による報告があったとき又は第4条に規定する適正な管理がされていない空き家等があると認めるときは、当該報告に係る空き家等又は当該適正な管理がされていない空き家等の実態調査をすることができる。

(助言又は指導)

第8条 町長は、前条の実態調査により、当該実態調査に係る空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該実態調査に係る空き家等の所有者に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 町長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくて当該指導に従わないとき又は第7条の実態調査により、当該実態調査に係る空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて空き家等の適正な管理のために必要な措置を講じるように勧告することができる。

(公表)

第10条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、周防大島町公告式条例(平成16年周防大島町条例第3号)第2条第3項に規定する掲示場への掲示及び規則で定めるものへの掲載により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 前条の規定による勧告に従わなかった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 前条の規定による勧告に係る空き家等の所在地及び建築物又はその敷地の別
- (3) 前条の規定による勧告の内容

空き家条例(案)につきまして、町民の皆様のご意見を募集いたします!

5月11日(金)までにFAXまたはメールにてお寄せ下さい。

議会事務局 FAX(0820)74-1030 Eメール: giji@town.suo-oshima.lg.jp